

生垣設置助成制度のご利用を

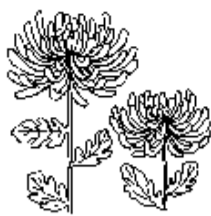
みどり豊かなまちづくりを推進するために、生垣設置助成制度を行っています。道路に面した場所に新しく生け垣を作りたい方、ブロック塀等を撤去して生け垣にしたい方、ぜひご利用ください。

生け垣設置費用の補助金：1㎡当たり1万円(30㎡を限度)

生け垣に改造する場合の既存ブロック塀等の撤去費用の補助金：1㎡当たり6千円(30㎡を限度)

詳しくは、お問い合わせください。

公園緑地課(☎☎内線2432)



その他

財政白書の改定版(平成17年度決算)を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況をご理解いただくために、「西東京市財政白書(平成17年度決算)」を作成しました。なお財政白書は、10月から事前に公表してまいりましたが、10月23日をもって内容の一部変更となりましたので、訂正しています。

財政課窓口(田無庁舎3階)・両庁舎1階情報公開コーナー、ホームページでご覧いただけます。財政課(☎☎内線1131)

審議会等開催情報

子ども福祉審議会(子育て支援課・内線1522)：11月7日(火)午後1時から・田無庁舎・子育て支援計画の見直しについて・5人
社会教育委員の会議(社会教育課・内線271)：11月9日(木)午後2時から・保谷庁舎・社会教育施設のあり方について・5人
国民健康保険運営協議会(保険年金課・内線1470)：11月9日(木)午後7時～9時・田無庁舎・国民健康保険料(医療給付分)賦課方式の見直しについて・5人

市議会定例会

平成18年第4回市議会定例会は、11月13日(月)から開催される予定です。本会議、委員会は傍聴できます。日程等は、決まりました。市議会ホームページに掲載しますので、ご覧ください。なお、請願・陳情の提出期限等については、議会事務局へお問い合わせください。

議会事務局(☎☎内線1721)



市民課からのお知らせ

～住民基本台帳法の改正により閲覧制度が11月1日から変わります～

「何人でも閲覧請求できる」という現行の閲覧制度は廃止され、個人情報保護に留意するとともに、公益性が認められる場合に限定した新制度として改正されました。これにより、営利目的のダイレクトメール等の閲覧を禁止することになりました。

改正の概要

閲覧は公益性が認められる場合に限定されました。

閲覧した情報の利用目的、管理責任等を明らかにする必要があります。

偽りその他不正な手段による閲覧や目的外利用に対する制裁措置が強化されました。

ご利用される場合には、事前に市民課へお問い合わせください。

住民票等自動交付機のご案内



暗証番号を登録した市民カードをお持ちの方は、住民票等自動交付機で住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することができます。

田無庁舎(2階ホール)

月～金曜日午前8時

30分～午後8時 土・日曜日、祝日午前9時～午後5時

第2土曜日はお休み

保谷庁舎(1階ロビー)

月～金曜日午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日午前9時～午後5時

第2土曜日はお休み

保谷公民館(西武新宿線西武柳沢駅南口)

月～金曜日午前9時～午後5時

土・日曜日、祝日、第4月曜日はお休み

ひばりが丘図書館(西武池袋線ひばりが丘駅南口)

火～金曜日午前10時～午後5時

土・日・月曜日、祝日、図書館休館日はお休み

芝久保公民館(芝久保町5-4-48)

月～金曜日 午前9時～午後5時

土・日曜日、祝日、第4月曜日はお休み

いずれも12月29日～翌年1月3日はお休み。

旧印鑑登録証から市民カードへの引き替えについて

田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証、暗証番号の入っていないほうや市民カードを、暗証番号の入った西東京市民カードと引き替えることができます。暗証番号を登録すると市内5か所に設置された住民票等自動交付機をご利用になれます。印鑑登録者本人が窓口で申請をしてください。

暗証番号を登録している「ほうや市民カード」をお持ちの方は、住民票等自動交付機をご利用になれます。

市民カード・ほうや市民カードの暗証番号について

暗証番号をお忘れになった場合は、市民課窓口で早めの暗証番号変更手続きをお願いします。また、暗証番号を登録していない西東京市民カード・ほうや市民カードをお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。いずれの場合も本人が窓口で申請をしてください。

引き替え手続き、暗証番号変更手続きおよび暗証番号登録手続きについて

申請時に必要なもの

- ・西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証・認め印
 - ・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)
- 本人であることが確認できるものの種類により、手続きの流れが異なります。

(1)即日での引き替えおよび暗証番号の変更・登録

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書等で本人確認をした場合は、即日での引き替えおよび暗証番号の変更・登録ができます。

(2)照会手続きでの引替および暗証番号の変更・登録

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証・資格証明書等がない場合は、即日での手続きにはなりません。申請をすると、本人あてに照会書を郵送しますので、届いたら、再度来庁して手続きをしてください。申請は本人のみですが、再度来庁する時は代理人でも手続きができます。

再度来庁する時に必要なもの

- ・照会書に別記の回答書に本人が署名、押印したもの
- ・西東京市民カード、ほうや市民カード、田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登録証
- ・認め印
- ・申請者の本人確認ができるもの
- ・再度来庁する方が代理人の場合は、照会書に添付した代理人選任届(本人自筆)と代理人の印鑑、代理人の本人確認ができるもの

西東京市民カードの破損等による引き替えについて

西東京市民カードで、8けたの番号の左3けたが010であるものは、生分解性プラスチック(水や炭酸ガスなどに分解し、自然に還元する)カードです。このカードは、弾力性が弱く割れやすいのご指摘を受けています。破損等を確認したときは、お引き替えしますので、窓口にご持参ください。

手続きに必要なもの

- ・認め印
- ・破損した西東京市民カード
- ・窓口に来られた方の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
- ・代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。

市民課(☎☎内線1461、☎☎内線2131)

